

## 社会福祉法人愛育会 役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人愛育会（以下「当法人」という）定款第8条および第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

### (報酬等の支給)

第2条 役員等には、業務に応じた報酬を支給することとする。ただし、旅費規程に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。

### (報酬等の算定方法)

第3条 役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第1に定める額
- (2) 役員等が職務のために出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

### (当法人職員給与との併給)

第4条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は、別表第2の定めによるものとする。

### (報酬等の支給方法)

第5条 第3条に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。

### (改廃)

第6条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則 この規定は、平成29年6月16日より施行する。

別表1 (役員等の報酬)

(1) 評議員

	日額
評議員会への出席	5,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5,000円

(2) 理事

	日額
理事会等会議への出席	5,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5,000円

(3) 監事

	日額
理事会・評議員会等への出席	5,000円
監事監査等への出席	10,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5,000円

別表2 (職員給与との併給)

当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規定に基づく役員報酬等は支給しないものとする。